

促進区域の設定に関する愛知県基準

～ あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）別冊 ～

（案）

目次

第1章 基本的事項	1
1 基準策定の趣旨	1
2 基準の位置づけ	1
3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類	2
4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等（除外基準）	2
5 基準の考え方	2
第2章 基準	3
1 太陽光発電施設に関する基準	3
(1)促進区域に含めない区域	3
(2)促進区域の設定に当たって考慮を要する事項等	4
2 風力発電施設に関する基準	17
(1)促進区域に含めない区域	17
(2)促進区域の設定に当たって考慮を要する事項等	18
第3章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示	29
第4章 基準の対象とする施設の追加及び見直しについて	30
【参考資料1】 本基準の運用について	31
【参考資料2】 脱炭素化促進事業について	32

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の改正により、地方創生につながる再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入を促進するための地域脱炭素化促進事業制度（※）が創設され、全ての市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進区域など地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが規定されました。

また、都道府県は、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（以下「本基準」という。）を定めることができることとされたことから、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的に、市町村が円滑に促進区域を定めるための環境配慮の方針として本基準を定めるものです。

なお、本基準は、「再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項」として、2022年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」の別冊に位置づけるものです。

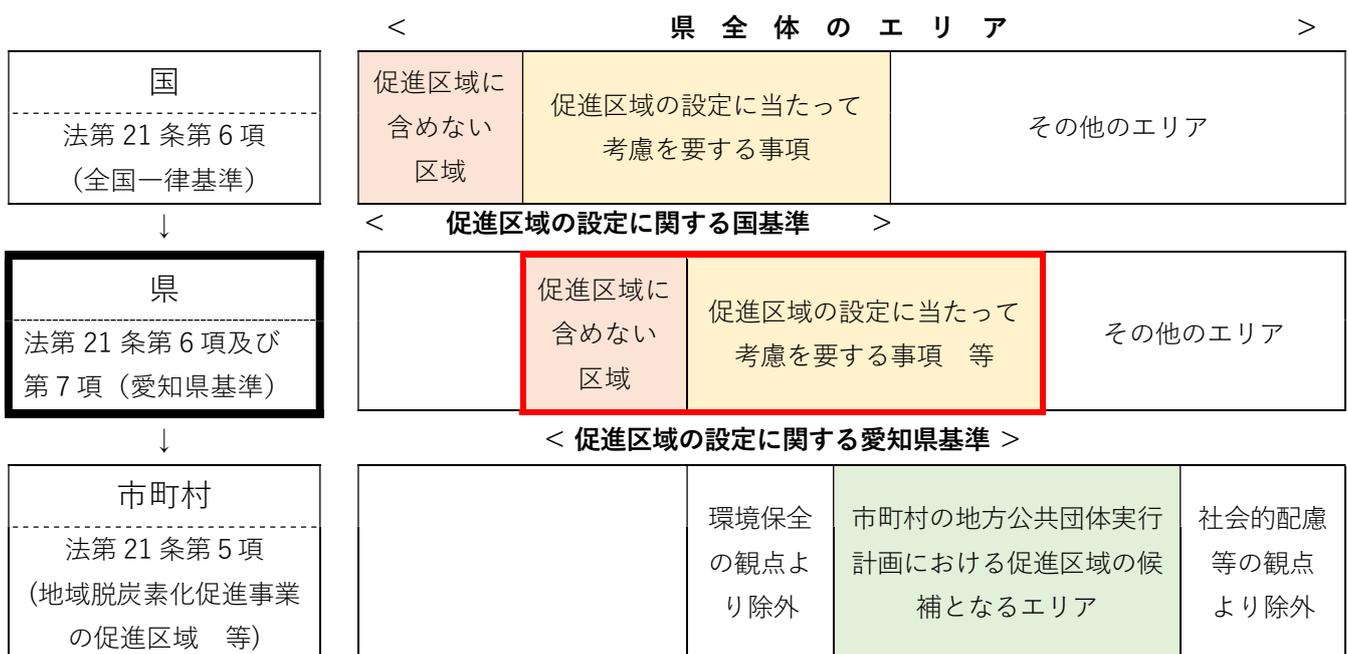
※ 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するための制度

2 基準の位置づけ

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。以下のイメージ図は、本基準と国の基準及び市町村による促進区域の設定との関係性を示しています。

国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める環境省令により全国一律の基準を定めており、県は、この国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮した基準を定めます。市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国及び県の基準に基づき、環境保全の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定します。

<イメージ図：基準の位置づけ>



3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

再生可能エネルギー発電施設のうち、次の施設

- ・太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するもの。）
- ・風力発電施設（風力を電気に変換するもの。ただし、洋上風力発電を除く。）

4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等（除外基準）

環境省令第5条の4第5項の規定に基づき、本基準の「第2章 基準等」に定める基準を適用しない施設は次のとおりとします。また、同項に定めるところにより、当該施設は、国の基準（環境省令第5条の2各号に掲げる事項）が、本基準として適用されます。

- ・太陽光発電設備のうち、建物の屋根に設置されるもの

5 基準の考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- ・本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- ・本県の自然環境や景観と調和した再生可能エネルギーの推進

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）は、太陽光－表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽光発電施設に係る促進区域に含めることはできません。

太陽光－表1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
国定公園の特別保護地区※・第1種特別地域※	自然公園法
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
生息地等保護区	
ラムサール条約湿地	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
保安林	森林法

※ 国の基準として環境省令第5条の2第1項第1号に定める促進区域を設定することができない区域を示す。

(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項等

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項等」に係る基準は、次頁以降に示す「ア 配慮区域^{※1}」(P.5～P.8)及び「イ 配慮事項^{※2}」(P.9～P.15)のとおりとします。

市町村は、これらの内容を踏まえ、法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」及び同項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」を定めなければなりません。

※1 考慮を要する事項のうち、法令等で規制されている区域

※2 考慮を要する事項のうち、「ア 配慮区域」以外

太陽光一表2及び表3の各項目について、具体的な説明を次に示します。

① 考慮対象事項	② 収集すべき情報 【配慮区域又は配慮事項】 ③ 収集方法	④ 「促進区域」を定める際の考え方	⑤ 認定事業において講じるべき環境保全措置の考え方
-------------	-------------------------------------	-------------------	---------------------------

① 考慮対象事項

施設の設置に伴い影響を及ぼすおそれのある環境要素の区分
(当該区分は環境省令第5条の5の規定により施設の種類ごとに環境影響評価の考え方に準じて定められている。)

② 収集すべき情報

「考慮対象事項」(環境要素への影響)を考慮するために収集すべき情報
(太陽光一表2では「配慮区域」を、太陽光一表3では「配慮事項」を当該情報として定めている。)

③ 収集方法

「収集すべき情報」を取得するための情報源
(全ての情報源が網羅されていない可能性があるため、不明な場合は所管行政機関へ問い合わせる等により対応すること。)

④ 「促進区域」を定める際の考え方

法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」の設定に当たって、環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方

⑤ 「認定事業において講じるべき環境保全措置」の考え方

法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」の設定に当たって、環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方

ア 配慮区域

太陽光一表2の「収集すべき情報」に掲げる「配慮区域」が環境保全に係る法令等で規制されている区域であることを踏まえ、原則として、環境に影響を及ぼす懸念がより小さいと見込まれる他の土地から優先的に促進区域を設定すること。

「配慮区域」を促進区域に含めようとする場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないことを前提に、「収集方法」に基づき必要な情報を収集し、「促進区域を定める際の考え方」を踏まえて促進区域を定めること。

また、促進区域で行われる認定事業について、環境の保全を確保するために必要な措置が講じられるよう「認定事業において講じるべき環境保全措置の考え方」に基づき、事業計画の認定要件を定めること。

太陽光一表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
土地の安定性への 影響	地域森林計画対象民 有林（森林法） ・マップあいち ^{※3} ・市町村の所管課に 聴取 ・林務課、森林保全 課（又は農林水産 事務所）に聴取 【所管行政機関】 ・市町村 ・林務課、森林保全 課（農林基盤局）	・地域森林計画対象民有林 への影響が極力回避又は 低減されるよう考慮する こと。	・森林の持つ多面的機能が損 なわれないよう森林の伐採 範囲を最小限とすること。 ・大規模な伐採を伴う場合 は、所管行政機関の意見を 踏まえた事業計画とすること。
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	国定公園の第2種特 別地域 （自然公園法） ・EADAS ^{※4} ・あいちの環境 ^{※5} （自然環境情報） ・マップあいち 【所管行政機関】 ・自然環境課（環境 局）	・施設を設置するために、 土地の形状を大きく変更 する必要があると認めら れる土地（谷・急傾斜地 等）、又は、立木が存在す る土地（立木が僅少であ る場合を除く）について は、極力避けること。	・眺望点からの眺望景観への 影響を考慮して、アレイ ^{※6} の高さ、配置等を選定する こと。 ・周辺景観との調和に配慮し た太陽光パネルや付帯設備 の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施 す、又は周辺部の森林を残 すなど、隣接地・周辺道路 又は展望地からの施設の視 認範囲を極力小さくするこ と。 ・景観資源の改変を避けるこ と。また、眺望点の改変を 避ける又は最小限とするこ と。

※3 マップあいち：愛知県統合型地理情報システム（<https://maps.pref.aichi.jp/>）

※4 EADAS：環境アセスメントデータベース（Environmental Impact Assessment Database System）
（<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）

※5 あいちの環境：愛知県環境局のWebページ（<https://www.pref.aichi.jp/kankyō/index.html>）

※6 太陽光パネルを架台に設置したもの

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	国定公園の第3種特 別地域 (自然公園法)	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）、又は、立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS あいちの環境（自然環境情報） マップあいち 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		
	国定公園の普通地域 (自然公園法)	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000㎡を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS あいちの環境（自然環境情報） マップあいち 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 第2種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）、又は、立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲をできる限り小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） ・マップあいち <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課（環境局） 		
	愛知県立自然公園の 第3種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）、又は、立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） ・マップあいち <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課（環境局） 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 普通地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000㎡を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	・EADAS ・自然環境課 Web ページ ・マップあいち 【所管行政機関】 ・自然環境課（環境局）		

イ 配慮事項

太陽光一表3の「収集すべき情報」として掲げる「配慮事項」は、環境保全への適正な配慮が必要と認められる事項であるため、それらに配慮して環境に影響を及ぼす懸念がより小さいと見込まれる土地から優先的に促進区域を設定すること。

太陽光一表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
騒音による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への騒音による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して住居からの離隔をできる限り確保すること、又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設ける等の防音対策を講じること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関のWebページ等 		
騒音による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{※7} の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等への騒音による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して学校、病院等からの離隔をできる限り確保すること、又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設ける等の防音対策を講じること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関のWebページ等 		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設及びその上流側への水の濁りによる影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関のWebページ等 		

※7 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設：学校・病院・福祉施設・保健医療施設・文化施設等

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
反射光による生活 環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への反射光による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置や植栽を施すなど、住居の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
反射光による生活 環境への影響	学校、病院その他の 環境の保全について の配慮が特に必要な 施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校・病院等への反射光による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置や植栽を施すなど、学校、病院等の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
重要な地形及び地 質への影響	日本の地形レッドデ ータブック掲載地形	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、重要な地形及び地質を改変・損傷するおそれがある土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 		
土地の安定性への 影響	土砂災害（急傾斜地 崩壊、地すべり、土 石流）の発生原因と なり得る土地の分布 状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となり得る土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となるおそれのある土地について適切に必要な調査を行い、土砂災害を助長し、又は誘発しないよう、事業区域に含めない又は必要な措置を講じること。 法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配を決定する、地表水や地下水の状況等を踏まえ適切な排水計画を採用するなど、土地の安定性が確保されるよう適切な事業計画とすること。なお、開発行為における土地の形質変更（掘削、盛土、切土、伐根等）又は土石等の堆積に伴う影響も当該考慮に含めること。
	（土砂災害警戒区域 及び特別警戒区域の 一部、山地災害危険 地区 等） <ul style="list-style-type: none"> EADAS マップあいち 関係機関の Web ページ等 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 砂防課（建設局） 森林保全課（農林基盤局） 等 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	国内希少野生動植物種 (種の保存法)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省 中部地方環境事務所 野生生物課 		
	県指定希少野生動植物種 (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課（環境局） 		
	植生自然度の高い地域	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い地域及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 		
	巨樹・巨木林	<ul style="list-style-type: none"> ・巨樹・巨木の生育地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺の改変を避けること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に特定植物群落群を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 		
	環境省レッドリスト掲載種	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生育地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 生育地の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省 中部地方環境事務所 野生生物課 		
	レッドリストあいち掲載種	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生育地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 生育地の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境課に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国内希少野生動植物種 (種の保存法) ・ 地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省 中部地方環境事務所 野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避けること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	県指定希少野生動植物種 (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例) ・ 自然環境課に聴取 【所管行政機関】 ・ 自然環境課（環境局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避けること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	環境省レッドリスト掲載種 ・ 地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省 中部地方環境事務所 野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生息地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	レッドリストあいち掲載種 ・自然環境課に聴取 【所管行政機関】 ・自然環境課（環境局）	・絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生息地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。	・事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生息地の改変を避ける又は最小限とすること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	生物多様性保全上重要な里地里山 ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・環境省中部地方環境事務所 国立公園課		
地域を特徴づける生態系への影響	生物多様性保全上重要な湿地 ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・環境省中部地方環境事務所 国立公園課	・生物多様性保全上重要な湿地を極力避けること。	・生物多様性保全上重要な湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、重要湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
	生物多様性保全上重要な里地里山 ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・環境省中部地方環境事務所 国立公園課		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、長距離自然歩道からの施設の視認範囲をできる限り小さくすること。 ・長距離自然歩道の改変を避ける又は最小限とすること。
	・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 ・環境省中部地方環境事務所 国立公園課 ・自然環境課（環境局）		
主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場への影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械や工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。
	・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 ・環境省中部地方環境事務所 国立公園課 ・自然環境課（環境局）		

2 風力発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）」は、風力一表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を風力発電施設に係る促進区域に含めることはできません。

風力一表1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
国定公園の特別保護地区※・第1種特別地域※	自然公園法
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
生息地等保護区	
ラムサール条約湿地	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※ 国の基準として環境省令第5条の2第1項第1号に定める促進区域を設定することができない区域を示す。

(2)促進区域の設定に当たって考慮を要する事項等

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項等」に係る基準は、次頁以降に示す「ア 配慮区域^{※1}」(P.18~P.20)及び「イ 配慮事項^{※2}」(P.21~P.27)のとおりとします。

市町村は、これらの内容を踏まえ、法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」及び同項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」を定めなければなりません。

※1 考慮を要する事項のうち、法令等で規制されている区域

※2 考慮を要する事項のうち、「ア 配慮区域」以外

風力一表2及び表3の各項目について、具体的な説明を次に示します。

① 考慮対象事項	② 収集すべき情報 【配慮区域又は配慮事項】 ③ 収集方法	④ 「促進区域」を定める際の考え方	⑤ 認定事業において講じるべき環境保全措置の考え方
-------------	-------------------------------------	-------------------	---------------------------

① 考慮対象事項

施設の設置に伴い影響を及ぼすおそれのある環境要素の区分

(当該区分は環境省令第5条の5の規定により施設の種類ごとに環境影響評価の考え方に準じて定められている。)

② 収集すべき情報

「考慮対象事項」(環境要素への影響)を考慮するために収集すべき情報

(風力一表2では「配慮区域」を、風力一表3では「配慮事項」を当該情報として定めている。)

③ 収集方法

「収集すべき情報」を取得するための情報源

(全ての情報源が網羅されていない可能性があるため、不明な場合は所管行政機関へ問い合わせる等により対応すること。)

④ 「促進区域」を定める際の考え方

法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」の設定に当たって、環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方

⑤ 「認定事業において講じるべき環境保全措置」の考え方

法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」の設定に当たって、環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方

ア 配慮区域

風力一表2の「収集すべき情報」に掲げる「配慮区域」が環境保全に係る法令等で規制されている区域であることを踏まえ、原則として、環境に影響を及ぼす懸念がより小さいと見込まれる他の土地から優先的に促進区域を設定すること。

「配慮区域」を促進区域に含めようとする場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないことを前提に、「収集方法」に基づき必要な情報を収集し、「促進区域を定める際の考え方」を踏まえて促進区域を定めること。

また、促進区域で行われる認定事業について、環境の保全を確保するために必要な措置が講じられるよう「認定事業において講じるべき環境保全措置の考え方」に基づき、事業計画の認定要件を定めること。

風力一表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
土地の安定性への 影響	保安林（森林法） ・ 森林保全課（又は農林水産事務所に聴取 【所管行政機関】 ・ 森林保全課（農林基盤局）	<ul style="list-style-type: none"> 保安林を極力避けること。 促進区域に含める場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 保安林の第1級地については、森林法第34条第2項で定める土地の形質の変更行為に係る許可（保安林内作業許可）の範囲内で実施できる事業を対象とすること。 開発による保安林への影響が最小限となるよう、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。
	地域森林計画対象民有林（森林法） ・ マップあいち ^{※3} ・ 市町村の所管課に聴取 ・ 林務課、森林保全課（又は農林水産事務所）に聴取 【所管行政機関】 ・ 市町村 ・ 林務課、森林保全課（農林基盤局）	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林への影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ多面的機能が損なわれないよう森林の伐採範囲を最小限とすること。 大規模な伐採を伴う場合は、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	国定公園の第2種特 別地域 (自然公園法) ・ EADAS※ ⁴ ・ あいちの環境※ ⁵ (自然環境情報) ・ マップあいち 【所管行政機関】 ・ 自然環境課 (環境 局)	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地 (谷・急傾斜地等)、又は、立木が存在する土地 (立木が僅少である場合を除く) については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	国定公園の第3種特 別地域 (自然公園法) ・ EADAS ・ あいちの環境 (自 然環境情報) ・ マップあいち 【所管行政機関】 ・ 自然環境課 (環境 局)	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地 (谷・急傾斜地等)、又は、立木が存在する土地 (立木が僅少である場合を除く) については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	国定公園の普通地域 (自然公園法) ・ EADAS ・ あいちの環境 (自 然環境情報) ・ マップあいち 【所管行政機関】 ・ 自然環境課 (環境 局)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 30 メートルを超える風力発電施設は、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域から極めて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。

※4 EADAS：環境アセスメントデータベース (Environmental Impact Assessment Database System)
(<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

※5 あいちの環境：愛知県環境局の Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>)

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 第2種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）、又は、立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS あいちの環境（自然環境情報） マップあいち 		
	【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 第3種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）、又は、立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 自然環境課 Web ページ マップあいち 		
	【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 普通地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 30 メートルを超える風力発電施設は、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域から極めて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 自然環境課 Web ページ マップあいち 		
	【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		

イ 配慮事項

風力－表3の「収集すべき情報」として掲げる「配慮事項」は、環境保全への適正な配慮が必要と認められる事項であるため、それらに配慮して環境に影響を及ぼす懸念がより小さいと見込まれる土地から優先的に促進区域を設定すること。

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
騒音による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への騒音による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の単機の規模・性能、設置数等の事業特性や、地域の特性（地形・気象条件）、社会的受容性等を考慮し、住居からの十分な離隔距離を確保すること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関のWebページ等 		
騒音による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設※6の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等への騒音による影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の単機の規模・性能、設置数等の事業特性や、地域の特性（地形・気象条件）、社会的受容性等を考慮し、学校、病院等からの十分な離隔距離を確保すること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関のWebページ等 		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設及びその上流側への水の濁りによる影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関のWebページ等 		

※6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設：学校・病院・福祉施設・保健医療施設・文化施設等

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
風車の影による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への風車の影による生活環境への影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模・高さや冬至の日影長さや影響が発生する方向や時間を考慮し、風車の影が住居に長時間重ならない事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
風車の影による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校・病院等への風車の影による生活環境への影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模・高さや冬至の日影長さや影響が発生する方向や時間を考慮し、風車の影が学校、病院等に長時間重ならない事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
重要な地形及び地質への影響	日本の地形レッドデータブック掲載地形	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、重要な地形及び地質を改変・損傷するおそれがある土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 		
土地の安定性への影響	土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となり得る土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となるおそれのある土地について適切に必要な調査を行い、土砂災害を助長し、又は誘発しないよう、事業区域に含めない又は必要な措置を講じること。 法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配を決定する、地表水や地下水の状況等を踏まえ適切な排水計画を採用するなど、土地の安定性が確保されるよう適切な事業計画とすること。なお、開発行為における土地の形質変更（掘削、盛土、切土、伐根等）又は土石等の堆積に伴う影響も当該考慮に含めること。
	（土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一部、山地災害危険地区等） <ul style="list-style-type: none"> EADAS マップあいち 関係機関の Web ページ等 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 砂防課（建設局） 森林保全課（農林基盤局）等 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	国内希少野生動植物種 (種の保存法)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省中部地方環境事務所 野生生物課 		
	県指定希少野生動植物種 (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境課（環境局） 		
	植生自然度の高い地域	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い地域及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 		
	巨樹・巨木林		
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・巨樹・巨木の生育地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺の改変を避けること。

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に特定植物群落群を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 		
	環境省レッドリスト掲載種	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生育地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 生育地の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省中部地方環境事務所 野生生物課 		
	レッドリストあいち掲載種	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生育地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 生育地の改変を避ける又は改変面積を最小限とすること。 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境課に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境課（環境局） 		

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国内希少野生動植物種 (種の保存法) ・ 地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省 中部地方環境事務所 野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避けること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	県指定希少野生動植物種 (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例) ・ 自然環境課に聴取 【所管行政機関】 ・ 自然環境課（環境局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 所管行政機関に必ず確認したうえで、重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避けること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	環境省レッドリスト掲載種 ・ 地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省中部地方環境事務所 野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生息地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>レッドリストあいち掲載種</p> <p>・ 自然環境課（環境局）に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 自然環境課（環境局）</p>	<p>・ 絶滅危惧 IA 類・IB 類・II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。特に、重要な生息地が特定されている場合は、所管行政機関の意見を踏まえること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生息地の改変を避ける又は最小限とすること。</p> <p>・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>風力発電における鳥類のセンシティブティマップ</p> <p>・ EADAS</p>	<p>・ 集団飛来地及びその周辺への影響が極力回避又は低減されるよう考慮すること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に集団飛来地又は希少猛禽類の生息域が存在する場合は、必要に応じ現地調査によりその分布や渡り経路を把握し、専門家等の意見を踏まえて、風力発電施設の規模、配置の選定、営巣期の工事期間を避ける等の必要な措置を講じること。</p>
地域を特徴づける生態系への影響	<p>生物多様性保全上重要な里地里山</p> <p>・ EADAS</p> <p>・ 地方環境事務所に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 環境省中部地方環境事務所 国立公園課</p>	<p>・ 生物多様性保全上重要な里地里山を極力避けること。</p>	<p>・ 生物多様性保全上重要な里地里山が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p>

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	「促進区域」を定める際の 考え方	認定事業において講じるべき 環境保全措置の考え方
	収集方法		
地域を特徴づける 生態系への影響	生物多様性保全上重要な湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な湿地を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、重要湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省中部地方環境事務所 国立公園課 		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主要な眺望景観への 影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 ・長距離自然歩道の改変を避ける又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省中部地方環境事務所 国立公園課 ・ 自然環境課（環境局） 		
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場への影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関や専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械や工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省中部地方環境事務所 国立公園課 ・ 自然環境課（環境局） 		

第3章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示

市町村が法第21条第5項第5号ロの規定に基づき定める取組として、想定される取組例は次表のとおりです。

表 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	再エネ事業における地元の雇用創出、施設の保守点検等に係る人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などが、事業主体・ファイナンス主体として参画を行う取組
	地域への再エネの導入と併せて企業誘致を行い、その地域内で再エネを100%活用できる仕組みを構築し、産業集積を図る取組
	エネルギー消費地である都市部と、再エネポテンシャルの豊富な地方農山村が連携して、一体的に再エネの供給や経済循環を推進する取組
地域における社会的課題の解決	再エネの非常時の災害用電源としての活用
	EVシェアリングの導入・活用
	耕作放棄地の活用による獣害対策
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	既存の系統線や自営線等を活用した再エネの地産地消・面的活用の取組

第4章 基準の対象とする施設の追加及び見直しについて

環境省令第5条の6第5項の規定により、あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の対象とする施設の追加及び見直しを適時行うものとします。

【参考資料1】 本基準の運用について

県内の市町村は、本基準に基づき、法第21条第5項で定める「促進区域」及び「地域の環境保全のための取組」（以下「促進区域等」という。）を定めるに当たって、下記事項に御留意ください。

記

1 本基準で定める範囲と市町村が自ら検討すべき事項

本基準で定める範囲は（1）で示すとおりであり、（2）で示す事項については市町村が主体的に検討を行ったうえで、促進区域等を定めることが求められること。

（1）本基準で定める範囲

- ・ 環境保全の観点から配慮を要する事項のうち、県内一律に配慮を要する事項

（2）市町村が自ら検討すべき事項

- ・ 環境保全の観点から配慮を要する事項のうち、市町村ごとの地域特性や対象とする施設の規模・設置形態に応じて配慮を要する事項
- ・ 社会的配慮の観点から配慮を要する事項

2 促進区域等の設定

促進区域等は、環境省令で定める基準及び本基準に従って定める必要があることから、市町村は環境省又は本県と十分な意見交換や調整を行ったうえで定めること。

また、本制度の目的の一つである「地域と共生する再エネ事業の導入促進」の実現に向け、地域との円滑な合意形成の実施について特に配慮すること。当該配慮とは、地域に求められるニーズを踏まえ、地域に対するデメリットの軽減及びメリットの増大を図ることにより、地域に貢献する再エネ事業の導入に繋がるよう促進区域等を定めることである。

（1）地域に対するデメリットを軽減するための配慮の例示

- 促進区域として、地域の中で環境に影響を及ぼす懸念がより小さい場所を優先的に設定

（例：切土・盛土等の土地造成を行わず、現状地形で利用可能である、森林や自然斜面でない、近くに住宅や学校・病院等がない、周囲に眺望が良いとされる場所がない 等）

- 地域の環境の保全のための取組として、施設の設置後の適切な維持管理計画と体制の構築、市町村への定期報告や事業計画時に想定していなかった環境への支障が生じた場合の対応等（順応的管理の考え方）を認定要件に設定

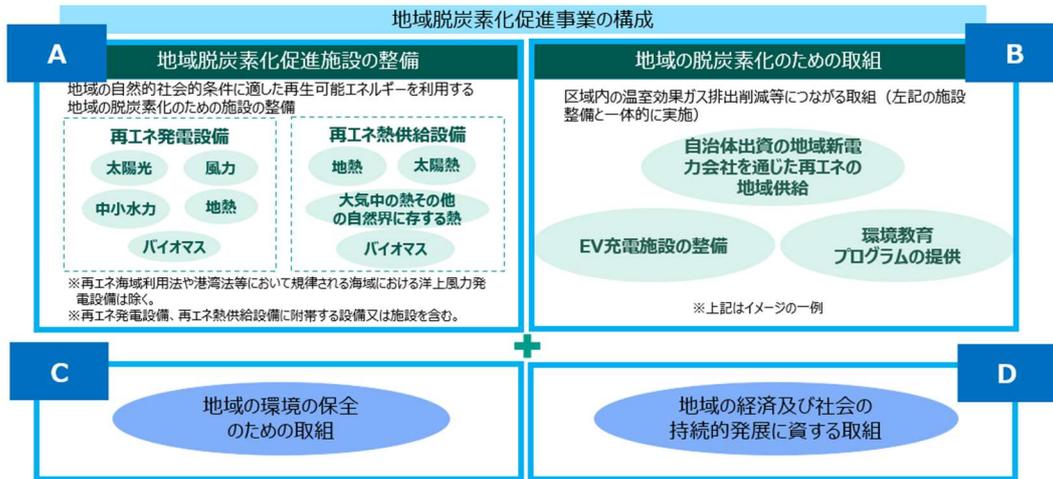
（2）地域に対するメリットを増大するための配慮の例示

- 地域で課題となっている環境問題を解決する取組を認定要件に設定
- 新たに環境価値を創出する取組を認定要件に設定

【参考資料2】 脱炭素化促進事業について

●地域脱炭素化促進事業とは？

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化の取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。

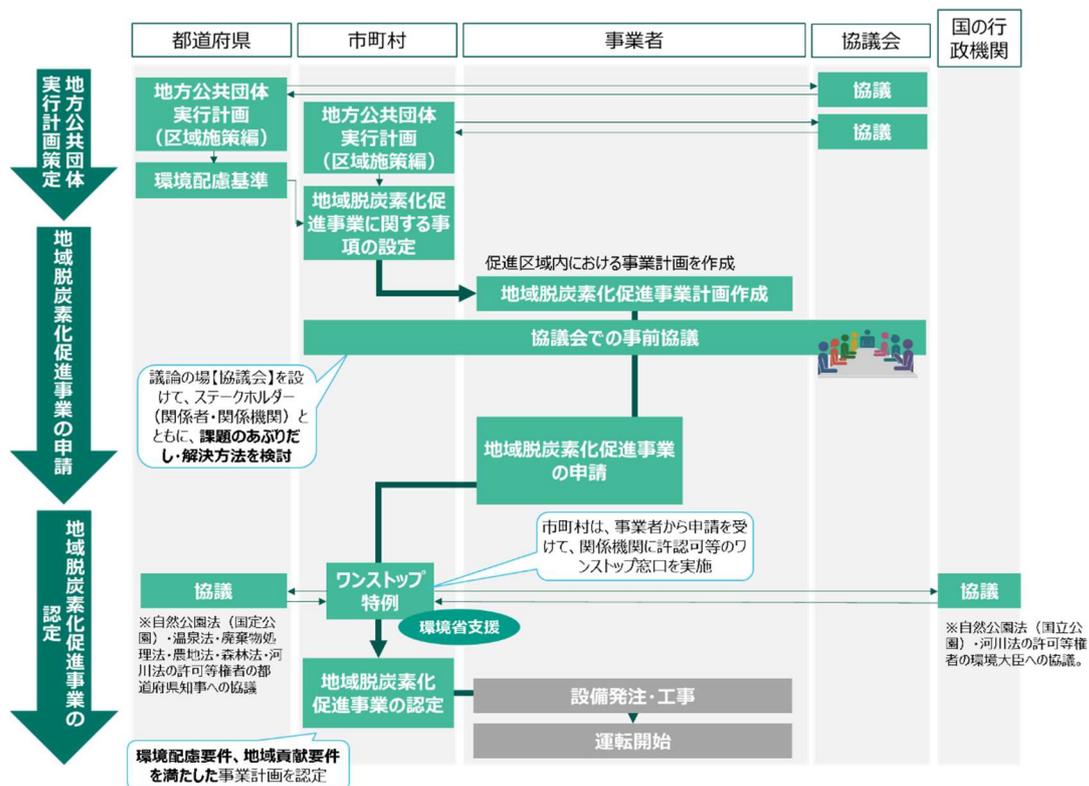


出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

●地域脱炭素化促進事業制度全体の流れ

市町村が、促進区域等を設定する際は、協議会等を活用し、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は次のとおりです。



出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」